

(別記第 12 号-Y 様式)

返 還 免 除 申 請 書

年 月 日

東京都社会福祉協議会会長 様

(申請者)

住所 〒 -

施設・事業所名

社判

Tel - -

(法人名)

下記のとおり 保育補助者雇上支援資金 の返還免除を申請します。

貸付番号	HY	貸付対象施設・事業所	
保育補助者氏名			
貸付期間	西暦) 年 月 ~ 年 月		
貸付額 ① (精算済額)	円		
返還済額②	円		
免除申請額	①-② 円		
免除理由 *該当項目に ○を付ける	(当然免除) 1 都内において保育補助者が保育の補助等に従事し、貸付期間中に保育士資格を取得した 2 都内において保育補助者が保育の補助等に従事し、貸付期間終了後1年以内に保育士資格を取得することが見込まれる 3 業務上の事由による保育補助者の死亡又は心身の故障のため業務を継続できなくなった (裁量免除) 4 保育補助者の死亡又は障害により貸付金を返還できなくなった 5 都内において、1年以上保育補助者として業務に従事した		
備考	上記4～5については、真にやむを得ない場合に限り、状況に応じて個別に判断するものです。詳細は裏面をご覧ください。		

< 添付書類 >

免除理由	添付書類	根拠条文
1	保育補助者の保育士証の写し	規則 11 条第 1 項(2)①
2	1年以内の保育士資格取得見込を証明する書類	規則 11 条第 1 項(2)①
3	・労働災害の認定を証明する書類 ・死亡届 (別記第 13 号-Y 様式) ・死亡診断書又は医師の診断書	規則 11 条第 1 項(2)②
4	・死亡届 (別記第 13 号-Y 様式) ・死亡診断書又は医師の診断書	規則 14 条第 1 項(1)
5	保育補助業務従事届	規則 14 条第 1 項(4)

(別記第 12 号-Y様式裏面)

返還免除について

以下の免除理由に該当する場合は、返還免除申請を行うことができます。

また、免除理由によっては、申請書以外に提出が必要な書類がありますので、それらもあわせてご提出ください。

<免除について> 東京都社会福祉協議会保育士修学資金貸付等事業規則より

(返還の債務の当然免除)

第 1 1 条 会長は、貸付対象者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、修学資金等の返還の債務を免除するものとする。

(2) 保育補助者雇上支援事業

① 雇上支援資金の貸付けを受けた東京都の区域内の雇上対象施設等において、保育補助者が保育の補助等に従事し、かつ、貸付けを受ける期間中に保育士資格を取得したとき又は当該貸付終了後 1 年の間に保育士資格を取得することが見込まれるときその他これに準ずるものとして東京都が認めるとき。

② ①に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

(返還の債務の裁量免除)

第 1 4 条 会長は、貸付対象者等が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸し付けた修学資金等（既に返還を受けた金額を除く。）に係る返還の債務を当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。

(1) 死亡、障害その他やむを得ない事由により貸付けを受けた修学資金等を返還することができなくなったとき。

返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部又は一部

(2) 長期間所在不明となっている場合等、修学資金等を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から 5 年以上経過したとき。

返還の債務の額の全部又は一部

(3) <省略>

(4) 東京都の区域内において 1 年以上第 1 1 条第 1 項(2)から(4)までに規定する業務に従事したとき。

返還の債務の額の一部

[留意事項]

第 11 条第 1 項(2)②でいう「心身の故障のため業務を継続できない」とは、長期にわたり就労が不可能であることに加え、社会的に自立生活を営むことが困難であると認められる状態のことを意味します。

第 14 条第 1 項(1)及び(2)については、相続人又は連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難な場合に限り個別に適用するものです。(4)については、本人の責任により免職されたり、特別な事情がなく恣意的に退職した者等については、適用はしません。